## 島田市業務委託契約約款

最終改正 令和3年4月1日

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面(業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書、この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、業務を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了 し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を委託者に引き渡すものとし、委託 者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者 又は受託者の業務代理人若しくは管理技術者に対して行うことができる。この場 合において、受託者又は受託者の業務代理人若しくは管理技術者は、当該指示に 従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、契約書、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書 に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものと する。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停 (第49条の規定に基づき、委託者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受託者が設計共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を設計共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び 受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受 託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する ものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、 当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(実施計画表の提出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて実施計画表を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の実施計画表を受理した日から7 日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して実施計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 実施計画表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。 (契約の保証)
- 第4条 受託者は、島田市財務規則(平成17年島田市規則第35号)第198条第1項 第3号の適用を受ける場合を除き、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲 げる保証を付さなければならない。この場合において、第6号の履行保証保険契 約の締結をしたときは、当該履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を 委託者に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は 委託者が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(契約保証特約を付したものに限る。)
  - (5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約 の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において 「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受託者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、 当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保

証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の 1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、 保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物 (未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第6条 受託者は、成果物(第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の 内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物 (業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(同 法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾 した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分 を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、 あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書に おいて指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限 りでない。
- 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号 又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(暴力団関係業者への再委託等の禁止等)

- 第7条の2 受託者は、第42条第1項第9号アからオまでのいずれかに該当する者 (以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人(下請その他この契約に関連する 契の相手方を含む。以下同じ。)としてはならない。
- 2 受託者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再委託契約等を締結させてはならない。
- 3 受託者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は 前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請契約(下 請その他この契約に関連する契約を含む。以下同じ。)を締結させた場合は、委託 者は、受託者に対して、当該契約の解除(受託者が当該契約の当事者でない場合 においては、受託者が当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下 同じ。)を求めることができる。
- 4 前項の規定により委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受託者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

- 第8条の2 受託者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第 2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第

三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾 を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

- 第9条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の業務代理人若しくは管理技術者に対する業務に関する指示
  - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務代理人若しくは管理技術者との協議
  - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約 の履行状況の調査
- 3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権 限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知し なければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由 して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者 に到達したものとみなす。

(業務代理人等)

- 第10条 受託者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
  - (1) 測量及び調査 業務代理人及び主任技術者 (測量法 (昭和24年法律第188号) 第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量の場合にあっては、その資格を有する者。以下同じ。)
  - (2) 設計 管理技術者
- 2 業務代理人又は管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を 行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第 14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条 第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく 受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 業務代理人、主任技術者又は管理技術者は、互いにこれを兼ねることができる。

4 受託者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務代理人又は管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(照査技術者)

- 第11条 受託者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行 う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければなら ない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。 (地元関係者との交渉等)
- 第12条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、 委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、委託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。 この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(業務代理人等に対する措置請求)

- 第14条 委託者は、業務代理人、主任技術者、管理技術者若しくは照査技術者又は 受託者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受託者から業務を委任され、 若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるとき は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきこ とを請求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、 委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを 請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について委託 者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第16条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に 必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、 引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委 託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還 が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状 に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第18条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別 な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる 事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならな い。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行う ことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を 指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日 以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通 知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた 上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、 必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の変更又は訂正を行わなけ ればならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、委託者

は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 委託者は、前条第4項によるほか、必要があると認めるときは、設計図書 又は業務に関する指示(以下この条及び第21条において「設計図書等」という。) の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合 において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委 託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ ならない。

(業務の中止)

- 第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受託者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

- 第21条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その 他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案 に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると 認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。 (適正な履行期間の設定)
- 第21条の2 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。 (受託者の請求による履行期間の延長)
- 第22条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を 完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期 間の延長変更を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めら

れるときは、当該請求に係る履行期間の延長をしなければならない。この場合において、当該履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、必要に応じ業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

- 第23条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。
- 2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料 を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければなら ない。

(履行期間の変更方法)

- 第24条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者 に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日(第22 条の場合にあっては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合に あっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の 日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知するこ とができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第25条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者 に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定 め、委託者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた 場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議し て定める。

(臨機の措置)

- 第26条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受 託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該 措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適 当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた 損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除 く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に 定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者 の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。) について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託 者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険により塡補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことが できないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供さ れる業務の出来形部分(以下この条及び第46条において「業務の出来形部分」と いう。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具に損害が生 じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなけ ればならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の 損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書 に定めるところにより付された保険により塡補された部分を除く。以下この条に おいて同じ。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用

の負担を委託者に請求することができる。

- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具であって立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する業務委 託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器 具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている 償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し 引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、 修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
  - (3) 材料に関する損害 損害を受けた材料に相応する業務委託料の額として、残存価値がある場合には、その評価額を差引いた額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

- 第30条 委託者は、第8条、第17条から第23条まで、第26条又は第27条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者 に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額すべき事 由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しな い場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。 (検査及び引渡し)
- 第31条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以

- 内に受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果 物の引渡しが行われたものとみなす。
- 4 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の 検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみ なして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第32条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以 内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間 (以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第33条 委託者は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項 の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て 使用することができる。
- 2 前項の場合において、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって 使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって 受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払)
- 第34条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、委託者に対して当該業務委託料の10分の3以内において前払金を請求することができる。ただし、前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。
- 2 前項による前払金は、業務委託料500万円以上の委託業務に限り適用できるものとする。
- 3 受託者は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を委託者に寄託しなければならない。
- 4 委託者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日 以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務 委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内 で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準

用する。

- 6 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。
- 7 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受託者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前 払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証 証書を委託者に寄託しなければならない。
- 2 受託者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委 託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36条 受託者は、前払金を次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める 費用に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。
- (1) 設計及び調査 材料費、労務費、外注費、機械購入費 (この業務において償却 される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料
- (2) 測量 材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(この業務に おいて償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、 修繕費及び保証料

(部分引渡し)

- 第37条 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第32条中「業務委

託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定 を準用する。

- 3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号の指定部分に相応する業務委託料及び第2号の引渡部分に相応する業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が、前2項において準用する第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
  - (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相応する業務委 託料×(1-前払金の額/業務委託料)
  - (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相応する業務委 託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(第三者による代理受領)

- 第38条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、 第三者を代理人とすることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受 託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなさ れているときは、当該第三者に対して第32条(第37条において準用する場合を含 む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受託者の業務中止)

- 第39条 受託者は、委託者が第34条又は第37条において準用される第32条の規定に 基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支 払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合 において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に 通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第40条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合 しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、目的物 の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課すものでないとき は、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、 その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代 金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合 は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者はこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

- 第41条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を 定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除する ことができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約 及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められたとき。
  - (3) 業務代理人、主任技術者又は管理技術者を配置しなかったとき。
  - (4) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

- 第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契 約を解除することができる。
  - (1) 第5条第1項に規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の 履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契 約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間 内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受 託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条 の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがない ことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
  - (8) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

- (9) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる とき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等の供給又は便宜の供与をする等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいず れかに該当することを知りながら、当事者と契約を締結したと認められると き。
  - キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他 の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受 託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - ク 委託者が第7条の2第3項の解除を求め、受託者が正当な理由がなくこれ に従わなかったとき(キに該当する場合を除く。)。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条 第41条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

- 第44条 委託者は、業務が完成するまでの間は、第41条又は第42条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及 ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の催告による解除権)

第45条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することがで きる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引 上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第46条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を 解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

- 第48条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。
- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を履行した部分(第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。
- 3 既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始 の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知す る。

(解除に伴う措置)

- 第49条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による 前払金があったときは、受託者は、第41条、第42条又は次条第3項の規定による 解除にあっては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしていると きは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金 の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した 額の利息を付した額を、第44条、第45条又は第46条の規定による解除にあって は、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定に よる前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額(第37条の規定による部 分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除し た額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するもの とする。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受託 者は、第41条、第42条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額 に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により

計算した額の利息を付した額を、第44条、第45条又は第46条の規定による解除に あっては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

- 3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分(第37条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は現状回復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第41条、第42条又は次条第3項によるときは受託者が負担し、第44条、第45条又は第46条によるときは委託者が負担する。
  - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用など受託者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条、第42条又は次条第3項によるときは委託者が定め、第44条、第45条又は第46条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理に ついては委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(委託者の損害賠償請求等)

第50条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって 生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第41条又は42条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務 の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、 業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支 払わなければならない。
  - (1) 第41条又は第42条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合 とみなす。
  - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害賠償を請求する場合の請求額は、委託者は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額を請求することができる。
- 6 第2項の場合(第42条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第51条 この契約に関し、受託者(設計共同企業体にあっては、その構成員)が、 次の各号のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、この 契約の業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更 後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間 内に支払わなければならない。
  - (1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、 又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に 違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2 第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく 課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定し たとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消され た場合を含む。以下この条において同じ。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。)において、この契約に関し、受託者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法 第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該 違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当 該期間(これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受託者に対し 納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算 の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含 む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項について同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1 号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する刑が確定したとき。
- 2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

- 第52条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって 生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこ の契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事 由によるものであるときは、この限りでない。
  - (1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務 の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに業務委託料が支払われなかった場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第53条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項又は第4項(第37条 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条 において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適 合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約 の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等 当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げる ことで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適 合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等 をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。(保険)
- 第54条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意 に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに 委託者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第55条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで財務大臣が決定する率により計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき財務大臣が 決定する率により計算した額の延滞金を徴収する。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第56条 受託者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やか に委託者にその旨を文書で報告しなければならない。
- 3 受託者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うものとする。

(紛争の解決)

- 第57条 この約款の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者との間で折半し、その他のものは委託者と受託者とがそれぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務代理人、主任技術者、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、 又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争手続の前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(届出書、通知書等の様式)

第58条 この約款に基づき受託者が委託者に対して提出すべき届出書、通知書等の 様式は、委託者の定めるところによる。

(契約外の事項)

第59条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが 協議して定める。